

災害発生時における水道施設等の応急復旧作業等の応援に関する協定書

津市（以下「甲」という。）と委託契約者〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、震災、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における水道の応急復旧及び応急給水作業（以下「応急復旧作業等」という。）の応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害の発生時において、給水機能を早急に回復させるため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急復旧作業等に関し、必要な事項を定める。

（応援要請）

第2条 甲は、災害の発生時において、応急復旧作業等に乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対し応援を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、必要な人員、資機材等について、乙に連絡することにより行うものとする。

（応援）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、速やかに必要な人員、資機材等を整え、甲の応急復旧作業等に従事させるものとする。

2 前項の規定により応急復旧作業等に従事する者は、甲の指示に従うものとする。

（費用負担）

第4条 乙がこの協定に基づく応援のために要した費用は、甲の定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。ただし、甲の定める基準により難い場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（労災補償）

第5条 第3条の規定により応急復旧作業等に従事する者の労働災害にかかる補償は、当該従事する者を雇用する乙の事業主が加入する労災保険により行うものとする。

（人員等の報告）

第6条 甲は、年度当初において、乙に対し、応急復旧作業等に協力できる乙の人員及び資機材の保有状況について報告を求めることができる。

（有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、この協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、協定書の有効期限満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから、協定の解除の申し出がないときは、この協定書の有効期限は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 津市殿村5番地
津市
津市上下水道事業管理者 松下浩己

乙